

議案第30号

つくば市復興まちづくり基金条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成24年2月22日

つくば市長 市原 健一

つくば市復興まちづくり基金条例

(設置)

第1条 つくば市における東日本大震災からの復興事業に要する経費の財源に充てるため、つくば市復興まちづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、つくば市における東日本大震災からの復興事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

(この条例の失効に伴う基金の処分)

- 3 市長は、この条例の失効の際基金に残額があるときは、当該残額を歳入歳出予算に計上して、茨城県に納付するものとする。